

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター

| No. | 契約の名称 | 契約の概要 | 契約金額 (税込) (単位：円) | 随意契約とした理由等 | | 契約所管部局 ・課(室)名 |
|-----|-----------------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------------|---|----------------------------------|
| | | | | 随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項) | 随意契約とした理由 | |
| 1 | 物産振興業務委託 | 県産品振興指導事業、県産品販路拡大・販売促進事業 | 19,692,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、商談会や県内外での物産展の開催と、併せてアンテナショップの運営による情報の受発信等を行い、本県産品の振興を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>①物産振興のノウハウを有すること ②アンテナショップの運営のノウハウを有すること ③県内全域の物産品についての情報を網羅していること ④県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること ⑤本業務を公平、中立に実施できること</p> <p>物産振興とアンテナショップの運営を併せて実施できる団体としては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、⑤の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>⑤の要件を満たす団体で、同時に①～④を全て満たし、本事業の目的である県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を遂行できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産振興センター以外にない。</p> <p>以上のことから、当センターとの一者随意契約とする。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |
| 2 | 宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」運営等業務委託 | 首都圏アンテナショップの運営・維持管理 | 7,896,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、本県の首都圏における情報発信拠点である新宿みやざき館KONNEの運営及び管理・調整に関する業務を委託するものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>①新宿みやざき館KONNEの管理運営ノウハウを有すること ②物産振興のノウハウを有すること ③県内全域の物産品についての情報を網羅していること ④県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること ⑤本業務を公平、中立に実施できること</p> <p>物産振興とアンテナショップの運営を併せて実施できる団体としては、商社や卸問屋、商業小売店等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、⑤の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>⑤の要件を満たす団体で、同時に①～④を全て満たし、本事業の目的である新宿みやざき館KONNEの管理運営を適切に行い、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化や情報発信を遂行できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行し、また、平成10年の設置以来、新宿みやざき館KONNEの管理運営を担っている宮崎県物産貿易振興センター以外にない。</p> <p>以上のことから、当センターとの一者随意契約とする。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |

| No. | 契約の名称 | 契約の概要 | 契約金額 (税込) (単位：円) | 随意契約とした理由等 | | 契約所管部局 ・課(室)名 |
|-----|----------------------------|---|------------------------|-------------------------------|---|----------------------------------|
| | | | | 随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項) | 随意契約とした理由 | |
| 3 | 県産品販路拡大コーディネーター業務委託 | 県産品販路開拓コーディネーター配置事業 | 3,839,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、より円滑で効果的な物産振興を行うために、県産品販路開拓コーディネーターを配置することで、首都圏における県外企業のニーズ調査や、県内中小企業とのマッチングを図り、県産品の定番・定着化の実現まで、きめ細やかに県内中小企業を支援し、本県産業の振興を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>①物産振興のノウハウを有すること ②県内全域の物産品についての情報を網羅していること ③県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること ④本業務を公平、中立に実施できること</p> <p>物産振興においては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、④の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>④の要件を満たす団体で、同時に①～③を全て満たし、県産品販路開拓コーディネーターの配置により、本事業の目的である県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化の機能強化が図られ、より効果的に遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産振興センター以外にない。</p> <p>以上のことから、当センターとの一者随意契約とする。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |
| 4 | 県産品販路開拓・販売コンシェルジュ業務委託 | 県産品販路開拓・販売コンシェルジュ配置事業 | 2,560,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、焼酎を中心とした県産酒の販路開拓や消費拡大を目的に、県産品販路開拓・販売コンシェルジュを配置することで、首都圏における県外企業のニーズ調査や、県内酒造メーカーとのマッチングを図り、県産酒の定番・定着化の実現まで、きめ細やかに県内酒造メーカーを支援し、本県産業の振興を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するにあたり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>①物産振興のノウハウを有し、焼酎を中心とした県産酒に関する実情に明るいこと ②県産酒の県外での販売において、県内酒造メーカーと良好な取引関係を築いており、その多くと取引実績があること ③首都圏における販売・営業拠点を有するとともに、物産展等への出展等によるPR機会を多く有していること ④首都圏の販路を開拓するためのネットワークを有していること ⑤本業務を、公益性を損なうことなく、中立かつ公平に実施すること</p> <p>県産酒等の物産振興においては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、⑤の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>⑤の要件を満たす団体で、同時に①～④を全て満たし、委託業務を円滑に履行できるのは、宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大に関する事業を行い、もって本県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産貿易振興センターにおいて外にないと認められ、競争入札には適さないと判断されるため、随意契約するものである。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |
| 5 | 宮崎県食品ビジネスマッチングコーディネーター配置業務 | 取引相談情報を集約・分析し、県内外の様々な企業や産地とのマッチングを図り、センターの商社機能を構築し、食農連携による県産品の更なる販路開拓・拡大を図る業務委託 | 9,333,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業を遂行するにあたり、委託先に必要な要件は、物産振興のノウハウを有し、本事業を公平、中立に実施できること。また、県内全域の物産品についての情報を網羅し、県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること。公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターは、この全ての条件を満たし、委託業務を円滑に履行できることから、当法人と随時契約を締結することとしたものである。</p> | 商工観光労働部 オールみやざき営業課 |

| No. | 契約の名称 | 契約の概要 | 契約金額 (税込) (単位：円) | 随意契約とした理由等 | | 契約所管部局 ・課(室)名 |
|-----|------------------------|--|------------------------|-------------------------------|---|----------------------------------|
| | | | | 随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項) | 随意契約とした理由 | |
| 6 | 食の輸出拡大に向けた流通ネットワーク構築事業 | 地域商社として県産品の海外販路開拓等に係る業務委託 | 3,136,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業の委託先として想定する県物産貿易振興センターは、県内で唯一、本県の物産・貿易振興を目的として、平成10年4月に設立された社団法人(平成25年4月1日から公益社団法人へ移行)であり、下記の理由により当該事業を誠実かつ確実に履行できるのは、同センター以外ないと認められることから随意契約とする。</p> <p>①設立以降、長期にわたり貿易実務に従事しており、県産品を製造又は販売する県内企業に対し、輸出拡大に向けた助言指導や各種の事業展開を日頃より行っている</p> <p>②香港に貿易関係業務を行う駐在員事務所を有し、同事務所が管轄する香港及びASEANでの輸出支援が可能である</p> <p>③本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立かつ公平に実施できる</p> <p>④平成28年度に同種事業、平成29年度及び平成30年度に同種事業を実施しており、誠実に履行している</p> <p>※平成28年度の同種事業及び平成29年度の同種事業は企画提案協議により委託先の決定を行ったが、両年度とも提案者は同センター1社のみであった。平成30年度においては、過去2年間の経緯を考慮し、同センターと随意契約を結んだ。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |
| 7 | 「ふるさと宮崎応援寄附金」拡大事業業務委託 | 令和元年度ふるさと宮崎応援寄附金に係る返礼品発送業務委託 | 17,153,586 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、ふるさと宮崎応援寄附金の寄附者に対して、県産品などの特典の送付を行うことで、同寄附金の振興及び本県のPR、物産振興を図るものである。</p> <p>本契約で委託する業務は「県外在住の寄附者への県産品の商品発注及び商品セット作成・発送」であり、寄附者のニーズや時期に応じたセットの作成(宮崎茶&お茶うけセット、鶏の炭火焼きセットなど)や、発注から発送までの業務を一体的に行うものである。そのため、委託先に以下の要件が必要である。</p> <p>①県産品を多数取り扱っており、セット作成のための商品知識やノウハウが豊富であること</p> <p>②県産品の在庫を一定量持ち、返礼品の発注数が多くなった場合にも、品質の保証された商品を安定して確保できること</p> <p>③セット作成における商品の選定を公平、中立に実施できること</p> <p>本業務を遂行できる者としては、商品発送代行業者、卸問屋等の民間企業が考えられるが、収益性を重視する企業、団体では、利益確保のために収益性の高い特定の企業、分野の商品に偏ったセット作成を行う可能性があり、②、③の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>これらの要件をすべて満たし、本事業のふるさと宮崎応援寄附金の振興及び本県のPR、物産振興を遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にない。</p> <p>また、当センターは全国で最も多くの宮崎県産品を扱っており、本業務以外にもアンテナショップ運営の経験もあることから、今年度における本業務の委託先として最も適している。</p> <p>以上のことから、当センターとの一者随意契約とする。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |
| 8 | みやざき工芸品販路開拓支援事業 | 県内の工芸事業所の販路開拓等の取組を支援することで、需要の掘り起こしや後継者の育成を図る業務委託 | 1,886,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は工芸品の販路開拓支援や商品向上方支援を推進するため、工芸品展や商品磨き上げセミナーの実施について委託するものである。公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターは、設立以降その目的に沿った種々の事業を展開してきており、工芸事業者を多数会員としている他、工芸品・工芸家に関する情報や、販路開拓等のノウハウも豊富に蓄積している。工芸品の振興を効果的に遂行できる者は当法人のみであることから、当法人と随時契約を締結することとしたものである。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |

| No. | 契約の名称 | 契約の概要 | 契約金額 (税込) (単位：円) | 随意契約とした理由等 | | 契約所管部局 ・課(室)名 |
|-----|---|---|--|-------------------------------|--|----------------------------------|
| | | | | 随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項) | 随意契約とした理由 | |
| 9 | ①グローバルネットワーク拡充事業 ②みやざき輸出対応力強化推進事業 ③「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業 | 上海・香港に海外交流駐在事務所を設置し、貿易・観光・投資等に関する情報収集活動を行うとともに、現地でのPR活動等に係る業務委託 | 59,351,000 【内訳】 ①15,347,000 ②38,004,000 ③6,000,000 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業については、今回、委託先が有する海外での効率的な事業実施や県内の貿易企業との円滑な連絡調整能力に基づき、本県の輸出・インバウンド振興を図るものである。当該業務を履行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>①本県の県産品や企業、産地等の輸出の実情に明るいこと ②広く県内企業と有効な関係を構築していること ③海外への県内産品の輸出に関するノウハウを有していること ④事業対象地域の状況を把握していること ⑤オールみやざき営業課及び農業連携推進課や観光推進課と連携がとれる体制にあること</p> <p>また、上記条件を満たす企業・団体であっても、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業への偏った支援が推測され、公平・公益性に欠けてしまう恐れがある。したがって、本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立且つ公平に実施できるのは、宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産振興センター以外に適する団体は他にないため随意契約とする。</p> | 商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 |